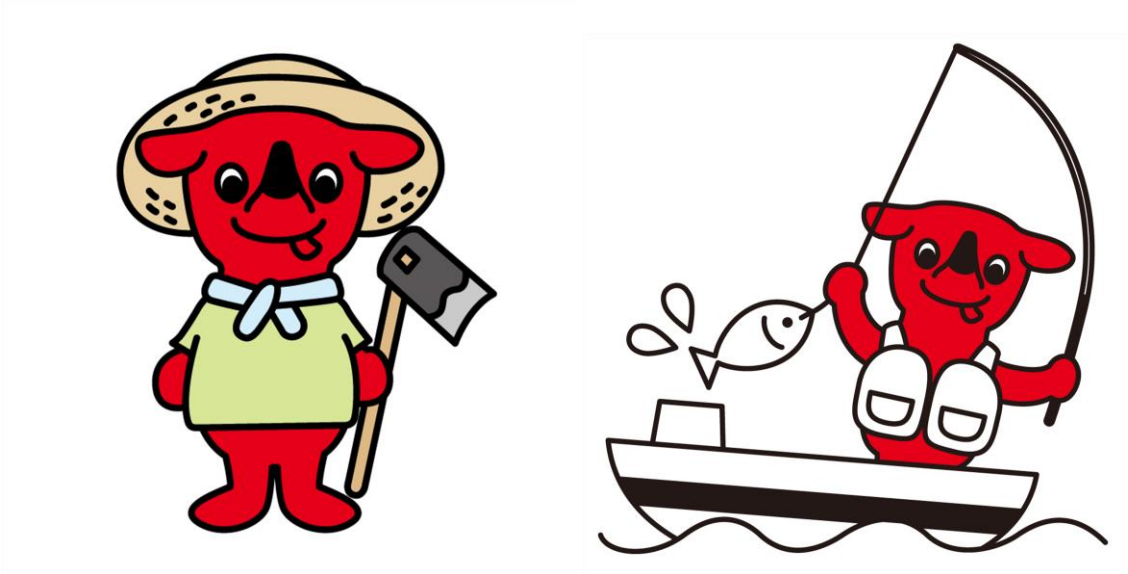
ちば

# 免税軽油の手引き



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

令和８年 11 月

千葉県総務部税務課

－目次－


１　軽油引取税の免税制度　１

２　免税の用途等　２

３　その他の要件　５

４　免税軽油使用者証の交付申請手続き　６
（１）申請に必要な書類　６
（２）免税軽油使用者証交付手続きの流れ　７
（３）免税軽油を共同で使用する場合　８
【免税軽油使用者証交付申請書の記載例】　11

５　免税軽油使用者証の書換え申請手続き　12
（１）申請に必要な書類　12
（２）免税軽油使用者証の書換えまでの流れ　12
【免税軽油使用者証書換申請書の記載例】　13

６　免税証の交付申請手続き　14
（１）申請に必要な書類　14
（２）免税証交付所要数量の計算　14
（３）免税証交付までの流れ　15
（４）免税証の追加交付　15
【免税証交付申請書の記載例】※継続の場合　16
【免税証交付所要数量基礎計算書の記載例】　17
【免税軽油受払簿の記載例】　19
【機械別免税軽油使用実績簿の記載例】　20

７　免税軽油の引取り等の実績報告　21
（１）免税軽油の引取り等に係る数量報告　21
（２）報告書に添付が必要な書類　22
【免税軽油の引取り等に係る報告書の記載例】　23

８　返納に関する事項　25
（１）免税軽油使用者証の返納　25
（２）免税証の返納　25
（３）返納命令　25
【免税証返納書の記載例】　26

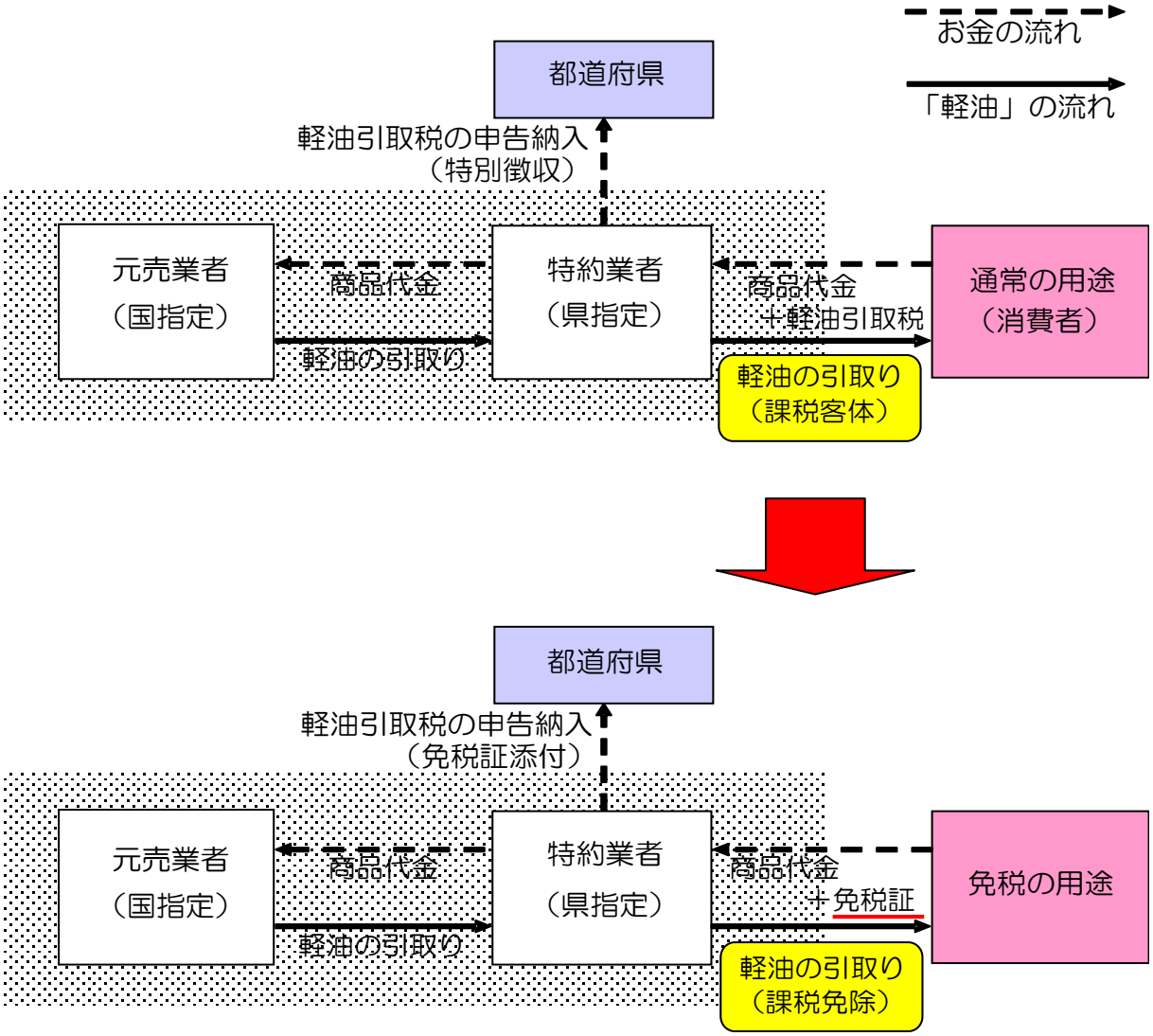
９　注意事項　27
（１）軽油引取税が課される場合　27
（２）免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則　28
（３）免税軽油使用者証と免税証の管理　29
（４）免税軽油の引取りについて　29

## 1　軽油引取税の免税制度

軽油引取税とは、軽油を引取る(購入する)際に課される県の税金です。

法令に規定された、特定の用途に使用するための軽油の引取りについては、軽油引取税が免除されることとされています。(地方税法第 144 条の 6、本法附則第 12 条の 2 の 7)

また、免税の用途のために引取られる軽油のことを「免税軽油」といいます。



## ２ 免税の用途等

免税軽油の使用者として認定されるためには、申請を行う方の「事業内容」並びに軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」及び「使用場所」が、法令に規定された要件を満たしていなければなりません。

したがって、法令に規定されている要件に該当しない方は、免税軽油を使用することはできません。

なお、認められた免税軽油の使用用途以外の場合は、たとえ免税軽油使用者が使用する場合であっても、軽油引取税が課税されている軽油（課税軽油）を使用しなければなりません。

**【免税の用途一覧】**

免税の対象となる「事業内容」並びに軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」及び「使用場所」は、法令においてより詳細に規定されていますので、事前に所管の県税事務所へ直接お問い合わせください。

また、道路運送車両法第４条の規定により登録を受けたナンバープレートを付けている機械は免税の対象となりません。

なお、下表に掲げる中小事業者とは、以下の事業者のことをいいます。

（１）資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人のうち、次のア、イ又はウのみなし大企業に当たらない法人

ア　発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の２分の１以上が同一の「大規模法人※」に所有されている法人

イ　発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上が複数の「大規模法人※」により所有されている法人

ウ　法人税のグループ通算制度の適用を受ける場合には、他の通算法人のうち、いずれかの法人が上記ア又はイに該当しない法人

（２）資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
ただし、当該法人が通算親法人の場合には、他の通算法人のうち、いずれかの法人が上記（１）の中小企業者に該当しない法人を除く。

（３）常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

※大規模法人とは、以下のいずれかに該当する法人をいいます。
①資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人
②資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人を超える法人
③大法人（以下に該当する者）の100%子法人
　ア　資本金又は出資金の額が５億円を超える法人
　イ　相互会社又は外国相互会社のうち、常時使用する従業員数が1,000人を超える法人
　ウ　受託法人
④100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人

| 対象となる事業者 | 対象となる用途 |
| --- | --- |
| 石油化学製品製造業を営む者 | エチレン等の石油化学製品を製造するための原料の用途等 |
| 船舶の使用者<br>（漁船、浚渫船等も含む） | 船舶の動力源の用途<br>※専らレクリエーションの用に供する船舶を除く |
| 自衛隊 | 通信用機械の電源、レーダー、射撃統制装置、公道を走行しない自動車等の動力源の用途 |
| 鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者 | 鉄道又は軌道用車両等の動力源の用途 |
| 農業又は林業を営む者<br>委託を受けて農作業を行う者<br>農地の造成等を主たる事業とする者素材生産業を営む者 | 動力耕うん機等の当該業に使用する機械の動力源の用途 |
| セメント製品製造業を営む者<br>（生コンクリート製造業を除く。） | 事業場内において専らセメント製品又は原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 生コンクリート製造業を営む者<br>（製品を自ら運搬する者を除く。） | 事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 鉱物（岩石及び砂利を含む）の掘採事業を営む者 | 削岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途 |
| とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法第３条の規定による「とび・土工工事業」の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業）を営む者 | とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源の用途<br>※　解体工事に使用する機械は対象となりません。<br>※　とび・土工工事現場から発生した土砂の一時仮置き場（当該工事現場と異なる場所）で使用する機械は対象となりません。 |
| 鉱さいバラス製造業を営む者<br>（中小事業者に限る※） | 事業場内において専ら鉱さいの破砕又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用するブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途 |

| 対象となる事業者 | 対象となる用途 |
| --- | --- |
| 港湾運送業を営む者<br>（港湾運送事業法に規定する免許を受けている者） | 港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 倉庫業を営む者<br>（倉庫業法第 3 条の規定による登録を受けている者） | 倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 鉄道（軌道を含む）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者 | 駅（専用側線のために設けられたものを除く）の構内において、専ら鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道の車両への積込み、若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 航空運送サービス業で総務省令で定めるもの（飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）を営む者 | 飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローラー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途 |
| 廃棄物処理事業を営む者<br>（産業廃棄物処理業の場合は中小事業者であること、又は、同一の埋立地で一般廃棄物の埋立処分を行っていること） | 廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途（中小事業者に該当しない産業廃棄物処理事業者の場合、同一の埋立地において一般産業廃棄物の埋立処分と兼用している機械のみ該当） |
| 木材加工業で総務省令で定めるもので専ら次の業種を営む者（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製材業、建築用木製組立製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業） | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途 |

| 対象となる事業者 | 対象となる用途 |
| --- | --- |
| 木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売り場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの）を営む者 | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途 |
| 堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者 | 事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途 |
| 索道事業を営む者<br>（鉄道事業法第 32 条の規定による許可を受けて索道事業を営む者） | スキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途 |

軽油引取税の免税制度が**令和９年３月３１日**まで延長されています。

## ３ その他の要件

軽油引取税の免税の適用を受けるためには、事業内容等が法令に規定する免税の対象に該当していることのほか、次の要件を満たしている必要があります。（地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項及び第 16 項）

ア 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から起算して２年を経過していること。

イ 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分の日から起算して２年※を経過していること。

※「滞納処分の日から起算して２年」とは、滞納処分の解除等の日の前日を起算日とします。

ウ 国税又は地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 157 条第１項、関税法第 138 条第１項（とん税法第 14 条及び特別とん税法第 12 条において準用する場合を含む。）若しくは地方税法第 22 条の 28 第１項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して３年を経過していること。

エ 法人である場合には、その役員の全員が上記３項目の要件を満していること。

オ 軽油引取税の取締り又は保全上において懸念される事項がないこと。

カ 免税軽油の引取り等に関する報告義務を適切に履行していること。

## ４ 免税軽油使用者証の交付申請手続き

免税軽油を引取るためには、あらかじめ県から免税軽油使用者の認定を受けておく必要があります。

県がこの認定を行ったことを証するために交付する書類のことを「免税軽油使用者証」といい、免税軽油使用者証の交付を受けた者のことを「免税軽油使用者」といいます。

なお、「免税軽油使用者証」の有効期間は３年となります。（ただし、令和６年４月１日以後交付の場合は、令和９年３月３１日が有効期限となります。）

### (1) 申請に必要な書類等

ア 免税軽油使用者証交付申請書

（共同による申請の場合は免税軽油共同使用者証交付申請書）

イ 免税軽油使用者証交付手数料 400 円（県収入証紙又は電子収納（ちば電子申請サービス））

【県収入証紙の廃止（令和８年 12 月末販売終了、令和９年 12 月末利用終了）】

千葉県では、収入証紙を令和８年１２月をもって販売終了する予定です。

以後は、電子収納（ちば電子申請サービス）、県税事務所窓口でのキャッシュレス収納、納付書によるコンビニエンスストア又は金融機関での支払いとなる予定です。

納付後の返金はできません。又領収証書等が発行されない納付方法がありますので納付前に管轄の県税事務所へお問い合わせください。

ウ 住所若しくは事務所等の所在地及び氏名又は名称を証する書類

法人による申請の場合は、デジタル庁が管理する法人ベース・レジストリにより確認するので、ア 免税軽油使用者証交付申請書に法人の名称、所在地、代表者名を正確に記載してください。ただし、登記事項の変更手続中は、変更後の登記事項を確認できる書類を添付してください。

また、免税軽油を使用する事務所又は事業所が登記された法人の所在地（本店）と異なるときは、当該事業所等の場所を特定できる書類が必要です。

エ 営む事業及び軽油の用途が免税の対象であることを証する書類（事業別の必要書類は９ページの表を参照）

オ 誓約書（地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号～第 4 号に規定する免税軽油使用者証及び免税証の「不交付事由」に該当しないことの誓約書）

カ 法人である場合には、役員全員の役職、氏名、生年月日及び住所がわかる書類（役員一覧表等）

キ 免税軽油の使用を申請する機械のカタログ及び写真（型式が明らかとなるもの。同一の型式の機械等が複数ある場合には、写真に番号を付してください。）

ク 免税軽油の使用を申請する機械の所有又は占有状況を証する書類

ケ 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

**※　郵送により免税軽油使用者証の受領を希望する場合には、「レターパックプラス（赤色）」を申請時に提出してください。**

※　「返信用封筒（簡易書留郵便分の切手を貼付した角形２号封筒）」でも可能ですが、切手代が不足している場合には、県税事務所に来所の上、受領していただきます。

### (2) 免税軽油使用者証交付手続きの流れ

ア　免税軽油を使用する事務所又は事業所を管轄する県税事務所に、**申請者本人が申請書類を提出**します。（代理人として代理申請が行えるのは税理士業務を行える資格がある者に限ります。）

イ　申請の内容等について県税事務所が必要な確認（現地調査を含む。）を行います。

ウ　県税事務所の確認の結果、事業等の内容について免税の用途に該当するものと認められると、免税軽油使用者証が交付されます。

エ　免税軽油使用者証は、免税軽油を使用することができる用途及び機械等が記載された資格証となるため、使用者が自ら管理するものであり、販売業者等に預けず、金庫等施錠ができる場所に保管してください。

オ　免税軽油使用者証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望する場合には、免税軽油使用者証の有効期間が満了する１５日前までに改めて

免税軽油使用者証の交付を申請します。

なお、この場合、「継続」と申請書の欄外に朱書きしてください。継続して使用する免税機械のカタログの添付等一部書類を省略することができます。詳細は県税事務所にお問い合わせください。

※　新規の交付申請の場合には、現地調査を行うため、上記オに加えて期間を要しますので、早めに御相談ください。

### (3) 免税軽油を共同で使用する場合

次に掲げる場合には、同一の業を営む二人以上の免税軽油使用者は、代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができ、この場合には「免税軽油共同使用者証」が交付されます。

- 共同で作業を行う場合
- 共同で同一の船舶又は機械を所有等し使用する場合
- 漁業者の代表者又は漁業協同組合等において、免税軽油を管理する人員を確保し、免税軽油専用の貯蔵施設等物的施設を整備し、その管理体制を確立する場合

【「営む事業が免税の対象であることを証する書類」について】

※下記に掲げる事業については、関係法令による事業許可等を受けてその事業を営んでいることが免税の対象要件ですので、そのことを証する書類として下記書類の添付が必要となります。

| 事業名称 | 添付書類（各書面は写しで可） | |
|---|---|---|
| 船舶の使用者 | 漁船 | 漁船法第12条による漁船登録票又は同法第21条による漁船登録謄本 |
| | 国籍船<br>（20t以上） | 船舶法第5条による船舶国籍証書<br>・事業内容を証する書類<br>（例：「海上運送法」等の規定に基づく許可書、決算書等）<br>・船舶を事業の用に供していることを証する書類<br>（例：運航日誌、作業日報、船舶を事業の用に供したことにより徴した使用料の請求書、乗船記録等） |
| | その他 | 小型船舶の登録等に関する法律第7条による小型船舶登録事項通知又は同法第14条による小型船舶登録原簿の全部事項証明書<br>・事業内容を証する書類<br>（例：「海上運送法」等の規定に基づく許可書、決算書等）<br>・船舶を事業の用に供していることを証する書類<br>（例：運航日誌、作業日報、船舶を事業の用に供したことにより徴した使用料の請求書、乗船記録等） |
| 建造引渡し前の船舶の試運転を行う造船業者 | 造船に係る請負契約書 | |
| 鉄道又は軌道事業者 | ・鉄道事業法第3条による許可を受けたことを証する書面<br>・軌道法第3条による特許を受けたことを証する書面 | |
| 農業又は林業を営む者 | 市町村長又は市町村農業委員会の発行する農業を営む者であることを証する書面（耕作面積等が記載されたもの） | |
| 委託を受けて農作業を行う者 | ・委託者に係る市町村長又は市町村農業委員会の発行する農業を営む者であることを証する書面（耕作面積等が記載されたもの）<br>・農作業受委託に関する契約書 | |
| 素材生産業を営む者 | 前年度の素材の生産量の実績を証する書類 | |
| 鉱物の掘採事業 | 鉱物 | 鉱業法第21条による鉱業権の設定に係る許可を受けたことを証する書面 |
| | 岩石 | ・採石法第11条による採石権の設定に係る許可証（採石権の設定がある場合）<br>・同法第32条の3による採石業に係る登録通知<br>・同法第33条による採取計画に係る認可を受けたことを証する書類<br>・採石法施行規則第11条による業務状況報告書 |
| | 砂利 | ・砂利採取法第5条による砂利採取業に係る登録通知<br>・同法第16条による採取計画に係る認可を受けたことを証する書面<br>・砂利の採取計画等に関する規則第9条による業務状況報告書 |
| とび・土工工事業 | ・建設業法第3条によるとび・土工工事業に係る許可を受けたことを証する書面<br>・専らとび・土工・コンクリート工事を行っていることを証する書面<br>（建設業法の事業年度終了届に添付する「工事経歴書」、「財務諸表」等） | |

| | | |
|---|---|---|
| 鉱さいバラス製造業 | 資本金又は出資金を有しない法人<br>個人 | ・常時使用する従業員数が1,000人以下であることを証する書類<br>（法人税申告書（写）等）<br>・当該法人が通算親法人の場合には、他の通算法人のうち、いずれかの法人が中小企業者に該当しないことを証する書類 |
| 港湾運送業 | 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条による免許を受けたことを証する書面又は平成17年5月20日付け法律第45号による改正前の港湾運送事業法第22条の2による許可を受けたことを証する書面（港則法における特定港湾内において当該業を営む者に限る。） | |
| 以下 略 | | |
| 倉庫業 | 倉庫業法第5条による登録通知 | |
| 鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業 | 貨物利用運送事業法第5条による登録通知又は同法第20条による許可を受けたことを証する書面 | |
| 廃棄物処理事業 | 一般廃棄物処理業 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この表において「廃掃法」という。）第7条による一般廃棄物の処分に係る市町村長の許可を受けたことを証する書面又は廃掃法施行規則第2条の3により市町村長から一般廃棄物の処分の委託を受けていることを証する書面<br>・市町村長に提出した最終処分場の設置場所を記載した書面<br>・市町村長に提出した最終処分場の図面 |
| | 産業廃棄物処理業 | ・廃掃法第14条による産業廃棄物の処分に係る知事の許可を受けたことを証する書面<br>・知事に提出した最終処分場の設置場所を記載した書面<br>・知事に提出した最終処分場の図面<br>・下記の中小事業者に該当しない場合には、一般廃棄物等の埋立地と同一の場所であることを証する図面、許可証<br>・下記の中小事業者の要件に該当することを証する以下の書類<br><br>----------中小事業者の要件----------<br><br>【資本金又は出資金を有する法人の場合】<br>・資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることを証する書類<br>（法人税申告書（写）等）<br>・次の①又は②のみなし大企業にあたらないことを証する書類<br>（法人税確定申告書に添付されている出資関係図等）<br>①発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出+C22資を除く。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人<br>②発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人<br>・法人税におけるグループ通算制度の適用を受ける場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が次の③又は④の法人に該当しないことを証する書類<br>（通算法人における中小企業者の判定表、グループ企業の系統図等）<br>③資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①又は②に掲げる法人<br>④資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人<br><br>【資本金又は出資金を有しない法人、及び個人の場合】<br>・常時使用する従業員数が1,000人以下であることを証する書類<br>（法人税申告書（写）等）<br>・当該法人が通算親法人の場合には、他の通算法人のうち、いずれかの法人が中小企業者に該当しないことを証する書類 |
| 木材加工業 | 専ら木材加工業を営むことを証する書面 | |
| 堆肥製造業 | 肥料の品質の確保等に関する法律第22条による届出をしたこと及び届出の内容を証する書面 | |
| 索道事業 | 鉄道事業法第32条による許可を受けたことを証する書面 | |

## 【免税軽油使用者証交付申請書の記載例】

第十六号の十六のニ

証紙を貼るところ

交付手数料400円が必要。納付後の返金はできません。
県収入証紙（R9, 12まで）、電子収納、現金

継　続

継続、再交付の場合は、その旨を欄外に朱書きする。

| ※処理事項 | 審査 | 交付 | 証の番号 |
|---|---|---|---|
| | | | 第　　号 |
| | 年　月　日まで有効 | | |

受付印

令和　●年　4月　1日

千葉県　千葉　県税事務所長　　様

# 免税軽油使用者証交付申請書（その１）

免税軽油の使用場所又は使用場所を管理する場所

| | |
|---|---|
| 住所又は事務所若しくは事業所所在地 | 千葉市中央区市場町１－１ |
| 業種 | 鉱物の掘採事業 |
| 氏名又は名称 | 株式会社〇〇鉱業　代表取締役　千葉一郎 |
| この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号 | 総務課　千葉　太郎　（電話〇〇〇－××××） |

法に定める免税軽油の対象事業であること

法人の場合
使用場所を管理する事務所又は事業所の長

実際の担当者と連絡先

| 機械・車両又は設備の明細 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 千葉市緑区 | 千葉市緑区 | | |
| 名称 | No. P－1 パワーショベル | No. B－1，2，3 ブルドーザー | No. | |
| 所有者の氏名又は名称 | ㈱●●鉱業 | ㈱◎◎リース | | |
| 型式 | 〇×製作所 P100－001 XX1234 | △△建機 ZP600 Z56-600 | | |
| 軸馬力 | 120PS | ６０PS | | |
| 燃焼方式 | ディーゼル | ディーゼル | | |
| 台数 | 1 | 3 | | |
| 用途 | 鉱物の掘採 | 鉱物の採取 | | |
| 年間見込所要数量 | リットル 1，200 | リットル 2，400 | リットル | リットル　リットル |
| 年間見込所要数量合計 | 3，600 リットル | | | |

機械の定置場の所在地を記入

機械ごとに特定するため記号、番号等を付ける

実際の所有者を記入（リース機械等は貸主名）

メーカー、形式、製造番号等機械が特定できる事項を記入

同種・同型の機械はまとめて記載して構いませんが、上記のとおり機械ごとに記号、番号等を付ける

法に定める免税軽油の対象用途であること

申請者の見込数量を記載

第16号の16の２　様式記載要領

１．この申請書は、地方税法附則第12条の２の７第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に１通提出すること。

２．「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。

３．この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。

４．機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。

５．免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。

６．「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

７．「免税軽油使用者証交付申請書（その２）は、申請者の機械の台数に応じて使用すること。

## ５ 免税軽油使用者証の書換え申請手続き

免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された用途や機械に使用する場合に引取ることができます。（免税軽油使用者証に記載のない機械等には免税軽油を使用することはできません。）

したがって、免税軽油使用者証に記載された住所や機械などに変更があった場合には、免税軽油使用者証の記載事項を書換える必要があります。

なお、免税軽油使用者証の書換えに伴って、その他の届出が必要になることがありますので、変更が生じる前に、免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に、あらかじめご相談ください。

### (1) 申請に必要な書類

- 免税軽油使用者証
- 免税軽油使用者証書換申請書
- 書換える事項を証する書類

　法人の登記事項に係る書換えの場合は、デジタル庁が管理する法人ベース・レジストリにより確認するので、免税軽油使用者証書換申請書に変更後の事項を正確に記載してください。ただし、登記事項の変更手続中は、変更後の登記事項を確認できる書類を添付してください。

　なお、法人の合併の場合は、免税軽油使用者の地位は承継されないので、合併後も免税軽油の使用を希望する場合は、合併後の法人による免税軽油使用者証の新規交付となります。

### (2) 免税軽油使用者証の書換えまでの流れ

ア　免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に申請書類を提出します。

イ　申請の内容等について県税事務所が必要な確認（現地調査を含む。）を行います。

ウ　県税事務所の確認の結果、免税軽油使用者証を書換えることが適当と認められると、書換えられた免税軽油使用者証が交付されます。

## 【免税軽油使用者証書換申請書の記載例】

**第百号様式の二十四**

書き換える必要が生じたら遅滞なく申請する

受付印

令和　〇年5月1日

千葉県　千葉　県税事務所長　殿

税軽油使用者について記

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | 千葉市中央区市場町１－１<br>（電話〇〇〇－〇〇〇〇） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | ㈱〇〇鉱業<br>代表取締役　千葉一郎 |
| 業種 | 鉱物の掘採事業 |
| 使用者証番号 | 〇〇〇 |

免税軽油使用者証書換申請書

地方税法施行令第43条の15第５項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 変更した事項 | 例）所在地の異動、機械の追加又は廃棄 |
| 変更前 | 変更前の項目 |
| 変更後 | 変更後の項目（機械の追加や廃棄は下表に詳細を記入する。） |

変更後の機械、車両又は設備の明細

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 千葉市中央区 | | | | |
| 名称 | No.<br>ﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ | No. | No. | No. | No. |
| 所有者の氏名又は名称 | ㈱千葉鉱業 | | | | |
| 型式 | 〇×製作所<br>P100－002 | | | | |
| 軸馬力 | 120PS | | | | |
| 燃焼方式 | ディーゼル | | | | |
| 用途 | 鉱物の掘採 | | | | |
| 変更等の内容 | 追加（廃棄） | | | | |
| 変更年月日 | 令和　〇年　5　月　7　日 | | | | |

免税軽油使用者証に記載する（された）内容を記入

その他、返却や譲渡など

変更が生じた日

## ６ 免税証の交付申請手続き

免税軽油使用者証の交付を受けた後、実際に免税軽油を引取るためには、軽油の引取り先に対し、その軽油が免税の用途に使用されることについて県が認めていることを証明する必要があり、この証明に用いるために県が交付する書類のことを「免税証」といいます。

### (1) 申請に必要な書類

- 免税軽油使用者証又は免税軽油共同使用者証
- 免税証交付申請書(共同使用者は共同申請明細書を添付)
- 免税証交付所要数量基礎計算書
- 直近３ヶ月程度の軽油の引取数量及び使用数量がわかる書類(新規の場合)
  例：軽油の納品書及び請求書、作業日報、稼働記録など
- 申請する月の前月末までの免税軽油の使用状況等を記載した次の各実績簿(継続の場合)

・免税軽油受払簿(軽油の貯蔵施設を有する者のみ)
・機械別免税軽油使用実績簿
・掘採量等実績簿(鉱物の掘採事業者のみ)
・埋立処分量等実績簿(廃棄物の処理事業者のみ)

※ここに掲げる各実績簿は、「７ 免税軽油の引取り等の実績報告」で説明する「免税軽油の引取り等に係る報告書」と併せて毎月提出してください。提出期限内に提出されない場合、免税証の不交付要件に該当し、免税証を交付できなくなります。

**※ 郵送により免税証の受領を希望する場合には、「レターパックプラス（赤色）」を申請時に提出してください。**

※ 「返信用封筒（簡易書留郵便分の切手を貼付した角形２号封筒)」でも可能ですが、切手代が不足している場合には、県税事務所に来所の上、受領していただきます。

### (2) 免税証交付所要数量の計算

免税証は、免税軽油使用者が実際に必要とする免税軽油の数量分のみ交付されます。

したがって、その交付申請は、免税軽油使用者自らが実際に必要とする免税軽油の数量を算定して行わなければなりません。

実際に必要とする免税軽油の数量とは、交付を受けようとする免税証の有効期間内において免税の用途に使用することを見込む軽油の数量のことで、その

数量は、直近又は前年同時期における軽油の引取実績や、営む事業における事業(生産)量、機械の稼働時間などを基礎として算定された数量でなければなりません。

なお、直近又は前年同時期において免税の用途のために引取りした軽油の数量と同量の免税証を交付することを原則としていますが、実績に対して必要な増減数量がある場合には、その理由(算定基礎)を明らかにすることにより、必要数量に見合った免税証の交付を受けることができます。

### (3) 免税証交付までの流れ

ア　免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に、**免税軽油使用者本人が申請書類を提出**します。(代理人として代理申請が行えるのは税理士業務を行える資格がある者に限ります。)

なお、申請書類は、免税証の有効期間の始期から 15 日前までに提出してください。

※　申請内容に不備がある場合には、書類等の補正手続が必要となります。補正手続に時間を要すると、希望する日までに免税証の交付ができなくなります。

イ　申請の内容等について県税事務所が審査を行います。

ウ　県税事務所の審査の結果、適当なものと認められると、申請内容に応じた免税証が交付されます。

エ　免税証は、免税軽油の引取りと引換えに販売業者へ提出しなければならないものであり、軽油引取税を免除するための金券的な性格を有しています。

このため、免税証は使用者が自ら金庫等施錠ができる場所で保管・管理するものであり、あらかじめ販売業者等に預けることはできません。

オ　免税証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望する場合には、免税証の有効期間が満了する 15 日前までに免税証の交付を受けた県税事務所に改めて免税証の交付を申請します。

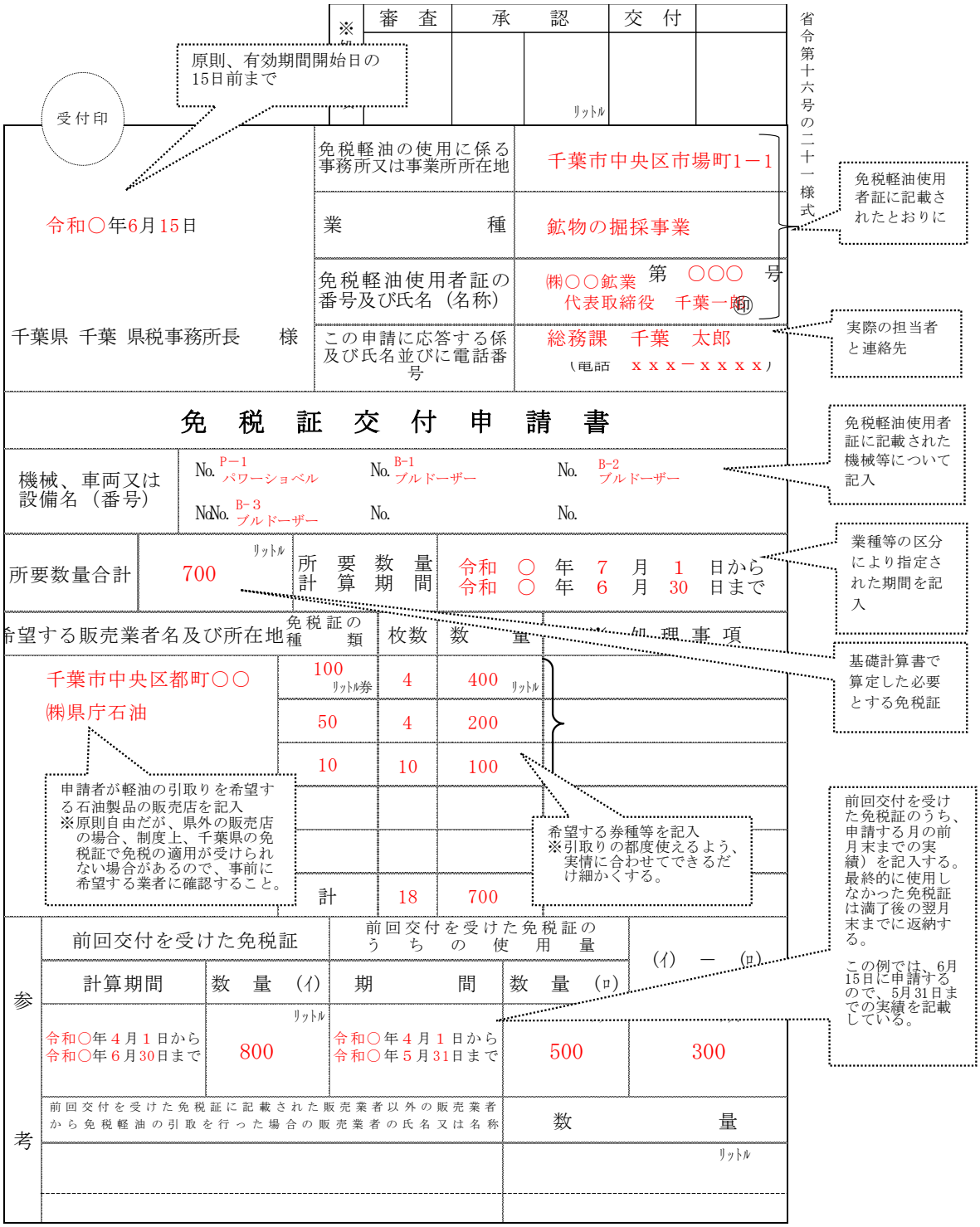
なお、この場合、申請する月の前月末までの免税軽油の使用実績などを記載した各実績簿は、「7　免税軽油の引取り等の実績報告」で説明する免税軽油の引取り等に係る報告書とあわせて、毎月提出してください。

### (4) 免税証の追加交付

交付された免税証の数量よりも多く免税軽油を使用することにより当初交付を受けた免税証に不足が生じる場合には、追加する免税証の数量とその必要が生じた理由を明らかにすることにより、当初交付を受けた免税証の有効期間内の範囲で免税証の追加交付を受けることができます。

なお、免税証の追加交付は、追加する免税軽油の引取りを予定する日の１週間前までに県税事務所に申請してください。

## 【免税証交付申請書の記載例】※継続の場合




第40号様式記載要領

1　この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする県税事務所長に免税軽油使用者証を提示して１通提出すること。

2　「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。

3　「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には省令第41号様式の記載のみをもって足りるものであること。

4　所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼動日数、稼動時間等により明細に記載した計算書（省令第41号様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。

## 【免税証交付所要数量基礎計算書の記載例】

第２号の４様式

（表）

受付印

令和〇年6月15日

千葉県　千葉　県税事務所長　様

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | 千葉市中央区市場町1－1 |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | ㈱〇〇鉱業<br>代表取締役　千葉一郎<br>使用者証番号（　〇〇〇　） |

### 免税証交付所要数量基礎計算書

#### 1　免税証交付所要数量の計算

| | | |
|---|---|---|
| ①　１月あたりの免税軽油所要数量（下記２ア又はイの算定数量を記入） | 300 | リットル |
| ②　所要数量計算月数 | 3 | 月 |
| ③　〇年　4月　1日時点における免税軽油の見込保有数量 | 180 | リットル |
| ④　端数調整(減の場合はマイナスで表記) | −20 | リットル |
| ⑤　差引免税証交付申請数量((①×②)－③＋④) | 700 | リットル |

※　③は貯蔵施設を有する者が免税証の交付を受ける時点で見込む免税軽油の保有数量を記入すること。

新規・継続の場合は、下の該当欄で、１月あたりの免税軽油所要数量を算定する。

この数量が、申請数量になります

#### 2　免税軽油所要数量の算定基礎（該当箇所のみ記入）

算定方法を選択

ア　有効期間の満了に伴う免税証交付申請（いずれかを選択）

| | | |
|---|---|---|
| □　前回交付を受けた免税証で引取りした１月あたりの免税軽油数量<br>基礎計算表①の数量を記入 | | リットル |
| □　前年同期に交付を受けた免税証で引取りした１月あたりの免税軽油数量<br>基礎計算表②の数量を記入 | | リットル |
| ☑　上記以外（１月あたりの免税軽油引取数量に増減がある場合）<br>基礎計算表により算出した④の数量を記入 | 300 | リットル |

基礎計算表

| | | |
|---|---|---|
| ①　交付申請書(ロ)の記入数量（　500　リットル）÷対応月数（　2　月） | 250 | リットル |
| ②　前年同期免税軽油引取数量（　　リットル）÷対応月数（　　月） | | リットル |
| ③　１月あたりの増減数量(減の場合はマイナスで表記) | 50 | リットル |
| ④　１月あたりの免税軽油所要数量((①又は②)＋③) | 300 | リットル |
| ⑤　増減理由(変動した事項等を具体的に記入する。)<br>例)<br>・１月あたり50Ｌ使用する機械と同型の機械を新たに導入した。（機械名〇〇・・・）<br>・１月あたり50Ｌ使用していた機械を廃車した。（機械名〇〇・・・）<br>・前回交付分に比べ生産（収穫）量が増え、稼動日数が3日程度増加する。（見込 1日50Ｌ）<br>・前年同期は雨天が多く、通常と比較して稼動日数が3日程度少なかった。（見込 1日50Ｌ）<br>・降雪を10日ほど見込み、１月あたり50Ｌ使用する除雪機械分を計上した。 | | |

継続申請は、この欄で、１月あたりの免税軽油所要数量を算定する。

イ　新規申請

| | | |
|---|---|---|
| １月あたりの免税軽油見込引取数量 | | リットル |

新規申請は、この欄に１月あたりの免税軽油所要数量を記載する。

ウ　追加申請

| | | |
|---|---|---|
| ①　有効期間満了までに必要とする免税軽油の数量 | 1000 | リットル |
| ②　〇年　6月　15日現在で保有する免税証の数量 | 750 | リットル |
| ③　〇年　6月　15日現在で保有する免税軽油の数量（申請時の保有量） | 100 | リットル |
| ④　免税証追加交付申請数量(①－②－③) | 150 | リットル |
| ⑤　追加する必要が生じた理由<br>例)<br>・当初申請後に１月あたり50Ｌ使用する機械と同型の機械を新たに導入した。（機械名〇〇・・・）<br>・当初見込んだ稼動日数と比較して、稼動日数が3日程度増加した。（日量50Ｌ） | | |

追加申請は、この欄で追加申請する免税軽油の数量を算定する。

申請時から満了までの必要数量を記入する。

追加申請の申請数量となります。

（裏）

3　前回有効期間（　○年　4月　1日～　○年　5月　31日）における使用実績

| 項目 | 機械名称 | 台数 | 出力（軸馬力） | 延稼働時間 | 延稼動日数 | 使用数量（ﾘｯﾄﾙ） | 1日平均稼働時間 | 燃料消費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実績※「機械別免税軽油使用実績簿」の集計 | P-1 ﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ | 1 | 120PS | 85 | 20 | 380 | 2.7 | 4.47 |
| | B-1 ブルドーザー | 1 | 60PS | 30 | 20 | 200 | 1.5 | 6.67 |
| | B-2 ブルドーザー | 1 | 60PS | 35 | 10 | 150 | 3.5 | 4.29 |
| | B-3 ブルドーザー | 1 | 60PS | 35 | 20 | 180 | 1.8 | 5.14 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合計 | 4 | － | 185 | 70 | 910 | 2.64 | 4.92 |

走行キロ数でも可

数量／延時間（キロ数）

延時間（キロ数）／延日数

※1　新規申請の場合においては、直近３ヶ月程度の軽油の使用実績について記入すること。
※2　同型の機械がある場合は、まとめて記入して差し支えない。

この欄は、前回有効期間の実績について、申請の日の前月末までの実績を記載する。

4　前年同期（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）における使用実績

| 機械台数 | 免税証交付数量 | 免税軽油引取数量 | 免税軽油使用数量 |
|---|---|---|---|
| | | | |

※　前年同時期を基礎とした場合に記入すること。

この欄は、前年同期の使用実績を基礎として申請数量を算定する際に記載する。

記載要領

1　「免税証交付申請書」に記入した免税証交付所要数量の算定基礎について記入してください。
2　免税証交付所要数量の計算表における端数調整欄は、計算の結果生じた不要な端数を調整する場合に記入してください。
3　基礎計算の際に小数点以下の数値が生ずる場合は、これを切上げてください。
4　所要数量の増減又は追加申請に関する理由欄は、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等を勘案した具体的な理由を記入してください。
　なお、欄が不足する場合には、別に用意した任意の様式を添付することに代えても差し支えありません。
5　記入事項に偽り又は不正があると認められた場合には、地方税法第700条の16第1項の規定により罰則の適用があります。
6　「共同申請明細書」を提出する場合、実績欄には各個人ごとの実績を記入してください。
7　個人の免税軽油使用者が提出する場合は、免税軽油使用者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

注意

【免税軽油受払簿の記載例】

第３号様式

貯蔵場所の名称、容量を記入

ポータブルタンク（２００Ｌ）

# 免　税　軽　油　受　払　簿（令和〇年５月分）

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | 千葉市中央区市場町１－１ |
| 氏名又は名称 | （株）〇〇鉱業 |

| 日付 | 引取先等 | 引取量（受入） | 使用量（払出） | 在庫量 |
|---|---|---|---|---|
| | | リットル | リットル | リットル |
| 1 | 県庁石油 | 50 | 20 | 40 |
| 2 | | | | |
| 3 | | | 10 | 30 |
| 4 | | | | |
| 5 | | | 10 | 20 |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | 県庁石油 | 80 | | 100 |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | 20 | 80 |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | 50 | 30 |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | 県庁石油 | 120 | 50 | 100 |
| 20 | | | 30 | 70 |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | 10 | 60 |
| 24 | | | | |
| 25 | | | | |
| 26 | | | 30 | 30 |
| 27 | | | | |
| 28 | | | | |
| 29 | | | | |
| 30 | | | | |
| 31 | | | | |
| 月計 | | 250 | 230 | 30 |

貯蔵場所に引き入れた数量を記入

貯蔵場所から払い出した数量を記入
※「機械別」と一致

払い出し後の貯蔵場所在庫量を記入

翌月へ繰り越す貯蔵場所在庫量を記入

## 【機械別免税軽油使用実績簿の記載例】

第４号様式

# 機械別免税軽油使用実績簿（令和〇年５月分）

機械車両設備等の名称

パワーショベル（P▲▲−001型）

| 住所又は所在地 | 千葉市中央区市場町１−１ |
|---|---|
| 氏名又は名称印 | ㈱〇〇鉱業 |

| 日付 | 稼働前機械内の残油量(ア) | 給油量(イ) | 稼働後機械内の残油量(ウ) | 使用量((ア)+(イ)−(ウ)) | 走行粁又は稼働時間 | 作業内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | リットル | リットル | リットル | リットル | 時間 | |
| 1 | 40 | 20 | 60 | 0 | | |
| 2 | 60 | | 50 | 10 | 2 | 掘削 |
| 3 | 50 | 10 | 45 | 15 | 3 | 〃 |
| 4 | | | | | | |
| 5 | 45 | 10 | 40 | 15 | 3 | 掘削 |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | 40 | | 25 | 15 | 3 | 掘削 |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | 25 | 20 | 40 | 5 | 1 | 掘削 |
| 14 | 40 | | 30 | 10 | 2 | 〃 |
| 15 | 30 | | 20 | 10 | 2 | 〃 |
| 16 | 20 | 50 | 60 | 10 | 2 | 〃 |
| 17 | 60 | | 40 | 20 | 4 | 〃 |
| 18 | 40 | | 20 | 20 | 4 | 〃 |
| 19 | 20 | 50 | 30 | 40 | 8 | 〃 |
| 20 | 30 | 30 | 60 | 0 | | |
| 21 | 60 | | 50 | 10 | 2 | 掘削 |
| 22 | | | | | | |
| 23 | 50 | 10 | 45 | 15 | 3 | 掘削 |
| 24 | 45 | | 35 | 10 | 2 | 〃 |
| 25 | 35 | | 30 | 5 | 1 | 〃 |
| 26 | 30 | 30 | 50 | 10 | 2 | 〃 |
| 27 | | | | | | |
| 28 | 50 | | 45 | 5 | 1 | 掘削 |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 月計 | 770 | 230 | 775 | 225 | 45 | — |

機械の名称、型式を記入

受払簿の払出数量（貯蔵場所がないとき引取数量）と一致

実際の作業内容を記入

## 7　免税軽油の引取り等の実績報告

免税軽油の引取り等に関する事項については、法令により、免税証を交付した県に対し毎月報告をしなければならず、この報告が適切にされない場合には、免税証を交付することができないばかりか、罰則（１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金）が適用されることになります。（罰則については 28 から 29 ページを参照）

免税軽油の使用状況は、継続して免税証の交付を受けようとする際に、その申請数量が適当であるかどうかの判断材料になるため、免税軽油の引取りや保有及び使用の状況については、正確に記帳をしておかなければなりません。

また、そのことを証する関係書類の保存をしておく必要があり、これらの帳簿や書類は、県が随時行う免税軽油使用者調査（使用現場や事務所等に臨場して行う実態確認調査）の際に必要な資料となります。

なお、免税軽油に係る納品書、請求書，領収書その他作業日報や運行記録等の帳簿や書類は、５年間は廃棄せず保存してください。

### (1) 免税軽油の引取り等に係る数量報告

この報告は、法令により免税軽油使用者に義務付けられているもので、「免税軽油の引取り等に係る報告書」により、前月分の実績を毎月末までに提出しなければなりません。（報告書についても、代理作成できる者は免税軽油使用者証及び免税証交付申請と同様に、税理士等税理士業務を行える者でなくてはなりません。）

なお、継続して免税証の交付を受ける者のうち次に該当する者には、免税証の交付を受けた以後において最初に行う免税証交付申請（追加の場合を除く。）の日を報告期限とする特例があります。（ただし、免税証の交付申請を行わない場合は、免税証の最終有効期限の翌月末が報告期限となります。）

- 国又は地方公共団体
- 免税軽油使用者証の交付を受けてから１年を超える者で、免税証の交付数量が年３キロリットル以下である者

また、免税軽油使用者証や免税証を返納した場合であっても、免税軽油を保有している限り、当該報告書を毎月提出する必要があります。（条例第 72 条の 14 第１項第１号又は第２号に係る報告期限の特例を受けている場合は、管轄の県税事務所に御相談ください。）

### (2) 報告書に添付が必要な書類

#### ア　免税軽油の引取りを証する書類

・請求書及び納品書の写し（販売店の名称、報告対象期間内の免税軽油引取数量が明記されていること。）

#### イ　免税軽油の使用に関する実績簿

・免税軽油受払簿（免税軽油の貯蔵施設を有する者のみ、第３号様式）
・機械別免税軽油使用実績簿（第４号様式）
・掘採量等実績簿（鉱物の掘採を営む者のみ、第５号様式）
・埋立処分量等実績簿（廃棄物処理事業を営む者のみ、第６号様式）

## 【免税軽油の引取り等に係る報告書の記載例】

受付印

令和〇年５月３１日

千葉県　千葉　県　　務所長

原則、前月分を毎月末まで

| | |
|---|---|
| 免税軽油使用者の住所又は | 千葉市中央区市場町１－１ |
| 免税軽油使用者の氏名又は名称 | ㈱〇〇鉱業　㊞ |
| 業種 | 鉱物の掘採事業 |
| 免税軽油使用者証の番号 | 第　〇〇〇　号 |
| この報告に応答する係及び氏名並びに電話番号 | 総務課　千葉　太郎　（電話　〇〇〇〇〇　） |

第四十三号の六の二様式

# 免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間　令和〇年4月1日　から令和〇年4月30日　まで

| 免税軽油の引取りに関する事実及びその数量（引取りの事実（有）・無） | | 免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称 | 免税軽油の引取りに際して販売業者に | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 引取年月日 | 引取数量（イ） | | 種類 | 枚数 | 免税証の記号及び番号 |
| | リットル | | リットル券 | | |
| 〇, ４, ２ | 50 | 千葉市中央区都町〇〇県庁石油㈱ | 50 | 2 | G100～G101 |
| 〔 〇 ,4,30 〕 | | 〔 〕 | | | |
| 〇, 4, 10 | 80 | 同上 | 50 | 1 | G102 |
| | | | 10 | 3 | J103～J105 |
| 〔 〇 ,4,30 〕 | | 〔 〕 | | | |
| 〇, 4, 25 | 120 | 同上 | 100 | 1 | F102 |
| | | | 10 | 2 | J106～J107 |
| 〔 〇 ,4,30 〕 | | 〔 〕 | | | |
| 〔 〕 | | 〔 〕 | | | |
| 〔 〕 | | 〔 〕 | | | |
| 〔 〕 | | 〔 〕 | | | |

引取りに用いた免税証を記入

免税軽油の引取日（括弧内は免税証を引取先に提出した日）

免税証記載の販売店以外から引取したときは免税証記載の販売店について括弧内に記入

原則機械内の数量も含むが、把握が困難な場合は貯蔵場所の数量でよい。

| | | |
|---|---|---|
| 報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量 | （ロ） | ５０リットル |
| 報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計 | （ハ） | ２５０リットル |
| 報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 | （ニ） | ２２５リットル |
| 報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量 | （ホ） | ０リットル |
| 報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量　（ロ）＋（ハ）－（ニ）－（ホ） | （ヘ） | ７５リットル |

（裏）

| 免税軽油の使用に関する事実及びその数量（使用の事実 有・無） | 機械、車両又は | 左記の機械、車両又 | 免税軽油の | 稼働日数 | 稼働時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| | No.P-1 パワーショベル | 千葉市緑区 | 100L | 17日 | 45時間 |
| | No.B-1 パワーショベル | 千葉市緑区 | 30L | 20日 | 30時間 |
| | No.B-2 パワーショベル | 千葉市緑区 | 20L | 10日 | 15時間 |
| | No.B-3 パワーショベル | 千葉市緑区 | 25L | 15日 | 20時間 |
| | No. | | | | |
| | No. | | | | |
| 合 | | | 175L | | |

免税軽油使用者証の記載番号で代えてよい。

原則、機械の使用数量だが、把握が困難な場合は給油量でよい。

機械別実績簿と一致

| 報告対象期間の末日における免税証の保有状況 | 種類 | 枚数 | 種類 | 枚数 |
|---|---|---|---|---|
| | 100 リットル | 2 枚 | リットル券 | 枚 |
| | 50 | 1 | | |
| | 10 | 2 | | |
| | | | | |
| | | | | |

第43号の6の2様式記載要領

1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第700条の20の2第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（第700条の20の2第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した県税事務所長に1通提出すること。

2 法第700条の15第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。

3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。

4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。

5 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量　(ロ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量　(ヘ)」欄の数量と一致するものであること。

6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計　(ハ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(イ)」欄の合計数量を記載すること。

7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(ニ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(ト)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

8 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。

9 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(ト)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

10 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。

11 この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに県税事務所長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

留意

備　考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。

## ８ 返納に関する事項

### (1) 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、速やかに、交付を受けた免税軽油使用者証を県に返納しなければなりません。

返納は、「免税軽油使用者証返納書」に返納する免税軽油使用者証を添付して行います。

### (2) 免税証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったときは速やかに、又、有効期間が満了したときは満了月の翌月末までに、交付を受けた免税証を県に返納しなければなりません。

返納は、「免税証返納書」に返納する免税証を添付して行います。

**※　免税軽油は、免税証の有効期間内でなければ、引取りはできません。**

### (3) 返納命令

免税軽油使用者が以下の要件に該当した場合は、交付した免税軽油使用者証と免税証の返納を命ずる場合があります。

・地方税に関する法令の規定に違反したとき

・その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるとき

**※「その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるとき」とは、免税軽油の不適正使用や引取り等の実績報告の提出がない場合のほか、免税証・免税軽油使用者証を適正に保管することができないとき、引き取った免税軽油を適正に保管・管理・使用することができないときなどが該当します。**

## 【免税証返納書の記載例】

第百号様式の二十六

受付印

通常、有効期間満了月の翌月末まで

令和〇年7月31日

千葉県　千葉　県税事務所長　様

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | 千葉市中央区市場町１－１<br>（電話〇〇〇－〇〇〇〇） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | ㈱千葉鉱業<br>代表取締役　千葉一郎 |
| 業種 | 鉱物の掘採事業 |

免税軽油使用者証に記載された内容を記入する。

免税証返納書

地方税法施行令第43条の15第11項において準用する同条第６項の規定により、免税証を次のとおり返納します。

| | |
|---|---|
| 免税軽油使用者証番号 | 第　〇〇〇　号 |
| 免税証の有効期間 | 令和〇年　４月　１日から<br>令和〇年　６月　30日まで |

| | 番号 | 種類 | 枚数 | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| 受領した免税証 | F100 号～ F104 号 | １００ 1/2券 | 5 枚 | リットル<br>８００ |
| | G100 ～ G103 | ５０ | 4 | |
| | J100 ～ J109 | １０ | １０ | |
| | | | | |
| | | | | |
| 使用した免税証 | F100 号～ F104 号 | １００ 1/2券 | 5 枚 | リットル<br>７３０ |
| | G100 ～ G102 | ５０ | 3 | |
| | J100 ～ J107 | １０ | 8 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 返納する免税証 | 号～ 号 | 1/2券 | 枚 | リットル<br>７０ |
| | G103 | ５０ | 1 | |
| | J108 ～ J109 | １０ | 2 | |
| | | | | |
| | | | | |

交付された免税証の内容を記入する。
欄が不足するときは別紙を作成する。
（下欄も同様）

使用した免税証の内容を記入する。

返納する免税の内容を記入する。
※記入した免税証はもれなく返納する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 免税証を返納する理由 | 例）交付を受けた免税証が残った理由を具体的に記入<br>・雨天が多く、申請時に見込んだ稼動日数には至らなかった。<br>・機械が故障し、当初見込んだ数量ほど軽油を使用しなかった。<br>・予定していた工事現場での作業が取りやめとなった。 | | | |
| この件に関する連絡先 | 部署名 | 総務課 | 担当者名 | 千葉太郎<br>（電話〇〇局〇〇〇〇番） |

実際の担当者と連絡先を記入する。

## ９ 注意事項

### (1) 軽油引取税が課される場合

#### ア　免税軽油を譲渡する場合（法第 144 条の３第１項３号）

有償・無償を問わず、当事者間の契約によって所有権を他の者（他の免税軽油使用者も含む。）に移転した場合

リース機械の燃料タンクに免税軽油が残ったまま返却するなどの場合も該当します。

なお、事前に譲渡をしようとする軽油の数量等について記載した「免税軽油譲渡届出書」を当該免税軽油に係る免税証の交付を受けた県税事務所に提出し、承認を受ける必要があります。

#### イ　免税軽油を用途外に消費する場合（法第 144 条の３第１項４号）

認められた用途以外の用途に供するため、自ら消費する場合

※　上記ア又はイの場合は、30 日以内に下記の当該免税証の交付を受けた県税事務所を所管する県税事務所にア又はイによる数量と税額を記載した申告書を提出し、申告した軽油引取税額を納めてください。

| 免税証を交付した県税事務所 | 申告書の提出先県税事務所 |
|---|---|
| 中央県税事務所 | 千葉西県税事務所 |
| 千葉西県税事務所 | |
| 船橋県税事務所 | |
| 松戸県税事務所 | 松戸県税事務所 |
| 柏県税事務所 | |
| 佐倉県税事務所 | 佐倉県税事務所 |
| 東金県税事務所 | |
| 香取県税事務所 | 香取県税事務所 |
| 旭県税事務所 | |
| 茂原県税事務所 | 茂原県税事務所 |
| 市原県税事務所 | |
| 木更津県税事務所 | 木更津県税事務所 |
| 館山県税事務所 | |

**【チェックポイント】機械の燃料タンクに残っている免税軽油に注意！**

機械の譲渡や返却などがある場合、その機械の燃料タンクに免税軽油が残っていると、その数量は他の者へ譲渡されるものとして取扱うことになります。

### (2) 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。

なお、法人の従業者等がその法人の業務に関して違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科すことになります。（法第144条の22第２項、第144条の25第３項、第144条の26第３項、第144条の28第３項、第144条の41第７項）

ア　免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者

（法第144条の22第１項）

→１０年以下の拘禁刑若しくは１，０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

イ　免税証を他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けた者（法第144条の25第１項）

→１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

ウ　免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者

（法第144条の25第２項）

→１０年以下の拘禁刑若しくは１，０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

エ　知事(県税事務所長)の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行った者

（法第144条の26第１項）

→２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

オ　知事(県税事務所長)の承認を受けないで免税軽油の譲渡を受けた者

（法第144条の26第２項）

→２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

カ　免税軽油の引取り等に係る報告の義務に違反して免税軽油の引取り等に係る報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者（法第144条の28第１項）

→１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

キ　偽りその他不正の行為によって、免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途外消費に係る軽油引取税を脱税した者（法第 144 条の 41 第２項、第４項）

→１０年以下の拘禁刑若しくは１，０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。なお、免れた税額が１，０００万円を超える場合は、情状により、脱税した税額に相当する額以下の額とすることができる。

ク　免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途外の消費に係る申告書を提出期限までに提出しないことによって軽油引取税を脱税した者（法第 144 条の 41 第５項、第６項）

→５年以下の拘禁刑若しくは５００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。なお、免れた税額が５００万円を超える場合は、情状により、脱税した税額に相当する額以下の額とすることができる。

### (3) 免税軽油使用者証と免税証の管理

免税軽油使用者証と免税証は、法律の規定の適用を受けた者にだけ税の免除を認める書類であり、免税証は免税軽油の引取りと引換えに販売業者に提出しなければなりません。このため、使用者自らが鍵のかかる場所に保管するなど、その管理は厳重に行ってください。免税証をあらかじめ販売業者等へ預けることはできません。

万が一、これらの書類を紛失した場合には、速やかにその旨を県税事務所に報告するとともに、紛失した旨を警察署へ届け出てください。

### (4) 免税軽油の引取りについて

ア　免税軽油の引取り先について

免税軽油は、原則、千葉県に登録されている軽油引取税の特別徴収義務者（以下、「登録特別徴収義務者」という。）から引取ることとなっていますので、希望する販売業者が免税軽油を取り扱えるかどうか、販売業者に確認する必要があります。

登録特別徴収義務者以外の石油製品販売業者から免税軽油を引取りする場合、当該石油製品販売業者が免税軽油使用者に代わって登録特別徴収義務者から免税軽油を引取りできるのは、免税証の有効期間内となりますので注意してください。

なお、船舶等、一部の業種を除いては、登録特別徴収義務者以外の県外の販売業者からの引取りはできません。

イ　免税証に記載された販売業者以外からの引取りについて

免税軽油は、原則、免税証に記載された販売業者以外からは引取りできません。

よって、免税証の有効期間内に販売業者を変更する場合は、必ず免税証を交付した県税事務所にお問い合わせください。

なお、船舶の使用者が、販売業者の所在地以外の場所で軽油の引取りを行う必要が生じたことや、その他やむを得ない理由（緊急に軽油を必要としているとき、たまたまその販売業者が休業していた等）がある場合には、免税証の裏面に当該免税証に記載された販売業者以外の販売業者名等を記載するとともに、免税軽油使用者が記名することで、他の販売業者から免税軽油を引き取ることができます。

ウ　免税証の販売業者への提出方法等について

免税証は、原則、免税軽油の引取りと引換えに販売業者に提出しなければなりません。

ただし、免税軽油使用者が販売業者と相談の上、代金決済時に免税証をまとめて提出する場合には、当該免税証に対応する免税軽油の引取日ごとの引取数量及び給油した使用機械等を明確にしておかなければなりません。

エ　免税軽油使用者に相続、合併等が生じた場合の取扱いについて

個人の免税軽油使用者が免税対象事業を譲渡した場合や、免税軽油使用者に相続が発生した場合は、事業を譲り受けた者及び相続人には免税軽油使用者の地位は承継されませんので、免税軽油を使用したい場合は、新たに免税軽油使用者証及び免税証の交付申請が必要となります。（免税軽油使用者証及び未使用の免税証は返納していただきます。）

オ　事業の割合等が変化した場合

新規事業への進出や法人が合併等した場合に、免税の対象となる事業の割合（稼働時間、売上等）や機械の免税作業への使用の割合が低下することで、免税軽油使用者の要件を満たさなくなる場合があるので、事前に相談してください。